



稲敷市議会だより

発行日／平成19年2月1日

第7号



おもな内容

就任あいさつ・議員紹介……………	2
議会の構成……………	4
平成18年第4回稲敷市定例会……………	5
意見書・決議書……………	6
一般質問……………	7～15
討論……………	16

改選後、
初議会開催される

就任のごあいさつ



議 長
宮 本 隆 典
浮 島



副議長
長 坂 太 郎
佐原組新田

就任にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。
私どもは、多くの議員の皆様からのご推挙により、本市市議会議長・副議長のと職に就任することになりました。身に余る光栄であると同時にその責任の重さを感じております。

議員の皆様方のご推挙を賜りましたからには、稲敷市民の安全と安全なまちづくりを進め、市民福祉の増進を図るため、議会運営の円滑化に向け、渾身の努力を傾注してまいりる所存でございます。

地方分権時代が始まった今、地方自治体の現状は、財政再建、行財政改革が喫緊の課題でございます。三位一体の改革による地方交付税の削減、そして税源移譲といったように、限られた資源を自らの知恵によって、いかに効果的な住民サービスとして提供できるか、「選択」する時代となっております。このような厳しい状況のもと、合併三年目を迎え、稲敷市をさらに飛躍させなければなりません。

議会運営にあたりましては、公平無私の立場を堅持し、市民の皆様への負託に応えてまいります。また、議会に与えられた議決権を大事にしながら、議会の活性化を図っていききたいと考えております。

今後とも、「稲敷市議会」に対しまして、市民の皆様のお一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

議 員 紹 介



関 川 初 子
高 田



大 湖 金 四 郎
犬 塚



伊 藤 均
江 戸 崎



根 本 光 治
江 戸 崎



浅 野 信 行
境 島



高 野 貴 世 志
上 根 本



山 下 恭 一
江 戸 崎



平 山 寧
阿 波



木 内 義 延
押 砂



篠 崎 力 夫
柴 崎



山 本 祐 子
下 太 田



柳 町 政 広
柴 崎



堀 口 正 良
伊 佐 部



本 橋 秀 夫
下 根 本



根 本 保
西 代



坂 本 源
八 筋 川



黒 田 正
浮 島



井 戸 賀 吉 男
柏 木



河 内 喜 和
蒲 々 山



根 本 勝 利
阿 波 崎



山 口 勝 夫
市 崎



池 田 忠 雄
柴 崎



遠 藤 一 行
中 山



埜 口 正 雄
上 馬 渡

改選後、 初議会開催される

平成18年第2回稲敷市議会臨時会が平成18年12月22日に開催されました。本臨時会は、12月10日の市議会議員選挙後、初の議会となるため冒頭、地方自治法第107条の規定により、井戸賀吉男議員が臨時議長をつとめ開会され、議長の選挙を行いました。その後、第三代議長に選ばれた宮本隆典議長の議事進行により、副議長の選挙、委員会の構成、一部事務組合議会議員の選挙など、議会人事にかかわる諸案件を決定しました。

また、市長からは、市監査委員（議会選出）の選任案件が出され、同日、原案同意しました。

○議長選挙

宮本 隆典 議員 当選

○副議長選挙

長坂 太郎 議員 当選

以下、議会の構成については下記のとおり決定しました。

議 会 の 構 成

常 任 委 員 会

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員		
総務常任委員会 (7名)	柳町 政広	根本 光治	山口 勝夫 坂本 源	黒田 正 山下 恭一	堀口 正良
市民生活常任委員会 (6名)	木内 義延	根本 保	池田 忠雄 大湖金四郎	長坂 太郎	篠崎 力夫
教育福祉常任委員会 (6名)	高野貴世志	伊藤 均	井戸賀吉男 山本 祐子	河内 喜和	本橋 秀夫
産業建設常任委員会 (7名)	埜口 正雄	根本 勝利	遠藤 一行 平山 寧	宮本 隆典 関川 初子	浅野 信行

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員		
議会運営委員会 (8名)	堀口 正良	山本 祐子	池田 忠雄 木内 義延	埜口 正雄 柳町 政広	根本 勝利 高野貴世志

委 員 会 名	委 員 長	副委員長	委 員		
議会だより編集委員会 (8名)	河内 喜和	大湖金四郎	根本 保 関川 初子	柳町 政広 伊藤 均	平山 寧 根本 光治

一 部 事 務 組 合

江戸崎地方衛生土木組合 (選出議員：6名)	池田 忠雄 根本 光治	坂本 源	山本 祐子	平山 寧	関川 初子
稲敷地方広域市町村圏事務組合 (選出議員：4名)	山口 勝夫	本橋 秀夫	篠崎 力夫	浅野 信行	
龍ヶ崎地方衛生組合 (選出議員：4名)	遠藤 一行	黒田 正	大湖金四郎	伊藤 均	

監 査 委 員

議会選出監査委員	井戸賀 吉男
----------	--------

平成 18 年第 4 回稲敷市議会定例会

第 4 回稲敷市議会定例会は、11 月 20 日から 24 日までの 5 日間にわたり開かれました。

開会日に、市長から条例の改正案 1 件、各会計の補正予算案 6 件、諮問 1 件、茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議案 1 件、その他一部事務組合理約の変更を含む案件 5 件の計 14 案件が提出されました。また、最終日には、意見書 1 件、決議書 1 件が追加提出されました。慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決又は同意されました。

審議された議案とその結果

議案番号	件 名	内 容	審議結果
議案第 1 号	稲敷市下水道条例の一部改正について	平成 19 年度より一部供用開始となる江戸崎地区の使用料金を定めるもの	原案可決
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について	法改正に伴い、75 歳以上の後期高齢者医療事務を処理する「茨城県後期高齢者医療広域連合」を設置するため	原案可決
議案第 3 号	稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について	地方自治法一部改正に伴う条文の一部変更及び、稲敷青年の家が H19. 3. 31 廃止に伴う条文の変更	原案可決
議案第 4 号	江戸崎地方衛生土木組合理約の変更について	地方自治法一部改正に伴う条文の一部変更	原案可決
議案第 5 号	龍ヶ崎地方衛生組合理約の変更について	地方自治法一部改正に伴う条文の一部変更	原案可決
議案第 6 号	平成 18 年度稲敷市一般会計補正予算（第 3 号）	予算の総額を 187 億 2920 万 7 千円とする	原案可決
議案第 7 号	平成 18 年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	予算の総額を 52 億 8807 万 2 千円とする	原案可決
議案第 8 号	平成 18 年度稲敷市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	予算の総額を 4 億 2083 万円とする	原案可決
議案第 9 号	平成 18 年度稲敷市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	予算の総額を 29 億 3881 万 4 千円とする	原案可決
議案第 10 号	平成 18 年度稲敷市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	予算の総額を 22 億 8196 万 3 千円とする	原案可決
議案第 11 号	平成 18 年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 2 号）	予算の総額を 1 億 1981 万 8 千円とする	原案可決
議案第 12 号	市道路線の認定について	市道 江 1432 号線 ほか 5 路線を認定する	原案可決
議案第 13 号	市道路線の変更について	一部市道の廃止を行い、起点終点を変更する（市道 江 3159 号線）	原案可決
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員を推薦 柴崎 幸田 勝夫 氏	原案同意
発議第 1 号	道路整備の推進に関する意見書	内容については次ページ参照	原案可決
発議第 2 号	飲酒運転追放に関する決議	内容については次ページ参照	原案可決

道路整備の推進に関する意見書

稲敷市は茨城県南部、東京より 60 km圏に位置し、人口約 5 万人の農業を主たる産業とする市であります。当市は、鉄道もなく日常生活は自動車交通に依存せざるを得ないのが現状であります。しかしながら、道路基盤の整備が不十分であり、生活の基礎となる医療、福祉、教育の面等でも不利な状況にあることから安全な道路の整備が急務であります。

加えて、近年は公共交通である路線バスの廃止や縮小により通勤・通学や通院などに支障をきたしており、市民が様々な活動を行う上でバスを中心とした施策の展開が必要となってきました。

このような中、稲敷市では魅力ある農業の振興を図るため、一般県道新川江戸崎線や主要地方道竜ヶ崎潮来線バイパス沿いに建設した直売所は、農産物販売を通じた都市と農村の交流ができる地域活性拠点施設を目指し、既存の流通販売ルート以外の販売方法による農業生産額の向上を推進しております。また、定住者を増やすため、6 階建の県営結佐アパートや結佐市営住宅の建設・公共下水道事業等の都市基盤整備を図っているところであります。

我々の市を住みよい活力ある、住民が安心して生活できる市にするためには、道路整備は喫緊の最重要課題である。

このため、下記の事項について強く要望します。

記

1. 道路特定財源については、受益者負担の原則に則り一般財源化することなく、国民の期待する道路整備を強力に推進するために、全額道路整備に充当すること。
2. 活力ある地域づくりを推進するため、道路整備の促進を図ることとし、このため、社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成すること。
3. 高速自動車国道は、国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地方の社会・経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。
4. 地方の課題に対応した道路整備を機動的に進められるよう、地方の道路財源を確保すること。
5. 道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 11 月 24 日

茨城県稲敷市議会議長 吉 田 慶 治

(提出先)

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣 経済財政政策担当大臣
衆議院議長 参議院議長

飲酒運転追放に関する決議

飲酒運転の危険性については、これまでたびたび指摘されており、その追放に向け、平成 13 年には危険運転致死傷罪の新設、平成 14 年 6 月には改正道路交通法による酒酔い・酒気帯び運転の罰則化が図られたところである。

しかし、依然として、全国的にも飲酒運転による痛ましい交通死亡事故が発生するなど、その危険性や違法性の周知・徹底が図られていない状況である。

飲酒運転の追放には、運転者、同乗者が飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識することはもとより、家庭、地域、職場等の連携が必要不可欠であり、市民が一丸となって飲酒運転追放に向けた機運を高めることが求められる。

よって、本市議会は、悲惨な交通事故の根絶に向け、全市民を挙げた飲酒運転追放運動の展開を強力に推進するものである。

以上、決議する。

平成 18 年 11 月 24 日

茨城県稲敷市議会

一般質問

第4回定例会は9人の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。
要旨は次のとおりです。

質問1 いじめについて

河内喜和議員

市内の各小中学校のいじめの現状について、どのように把握をしているのか。いじめの情報はどういう方法で収集し、その収集した情報を、どのようにいじめと判断しているのか。又、今後の情報収集はどのように行うのか、お伺いします。

子どもと大人では、いじめに対する感覚に大きなズレがあります。大人がイタズラや活発な行動と思っている言動が、子ども達にとってはいじめになっている事が多く、今後大人達は、認識を改める必要があると思います。

これからは、いじめの情報収集等に、はがきを利用するなどして、いじめられている子ども達の声を聞き入れやすい状況をつくり、情報の分析や対応についても第三者を介し、冷静、沈

着な言動のできる体制を構築していただきたい。今後、いじめによる悲しい事故等がおきないように、配慮を要望します。

答弁 保護者との連携を大事にしたい

△教育長▽

各学校において定期的なアンケート調査を行っており、1ヶ月以内の状況では、小学校で約30%、中学校では部活動も含めて56%の先生方が、いじめと認めるものがあると報告を受けています。小学校の場合は、特に少人数学級において人間関係に偏りが生じ、いじめと思われることが多い傾向にあるようです。これは、特定のグループができ、それがいじめの引き金になっているようです。このような人間関係について、担任の先生にはよく観察してもらいたいと伝えていきます。中学校の場合では、携帯電話のメール等によっていじめにつながっている

傾向にあるようで、このような場合には、なかなか教師も見抜きにくいのが現状です。今後の情報収集等について、最近では各学校において先生と子ども、1対1の日記指導を行うよう指導しており、特に少人数学級においては、お便り、お手紙文といった形で、先生と子どもの絆作りをする。それが情報の1つにつながっていくればと考えています。さらに、保護者からの情報がいじめ対策に有効な働きをしているので、保護者との連携を大事にしたいと思います。

質問2 少子化対策について

3人以上の子どもを生んでもらえるための、稲敷市独自の具体的施策と財源確保について、来年度からのものや長期的なものも含め、お伺いします。

稲敷市の子どもの数の減少は著しいものです。四年間の数値で見ると、茨城県内32市の中でも最も悪い傾向にあり、過疎化・高齢者都市へ移行していく心配を強く感じます。義務教育費無料化等の子育て支援策を検討し

ていただくよう要望します。

答弁 平成19年度には児童館を設置

△市長▽

市では、子育て家庭を社会全体で支援するために、稲敷市次世代育成支援行動計画を策定しました。また、市民の子育て支援に対する期待として、困った時の相談サービスや子育てに関する情報が得られる場の確保、安心して親子が集まれる場所の提供等が多くの方からの要望であり、市では、地域子育て支援検討会議を開催し、平成19年度に児童館を設置することにしました。今後はこの児童館を拠点とした、きめ細かな子育て支援の充実を図りたいと考えています。

財源の確保については、財政の健全化には収納率の向上が不可欠であり、来年度においてもこれまで実施した納付相談や滞納対策等を勘案しながら、さらなる収納率向上を目指した積極的な取り組みを実施したいと考えています。

質問1 学童・生徒の通学 路の安全対策について

根 本 保 議員

学童・生徒の登下校に際しては、集落や地形等によって、バスの便が良いところと、全くバスの通らないところと様々であり、その利便性には大きな差が生じています。

今、各地では、子ども達をめぐる事件や事故が多発しており、どこで発生してもおかしくない状況にあります。

保護者や家族の心配を少しでもやわらげるためにも、安全対策の一環として、小型バス等の弾力的な運用を図ってはどうかお伺いします。

答 弁 公共交通体系 調査委員会を設置

△市長▽

現在、市では、交通体系の抜本的な見直しと運行支援体系を検討する公共交通体系調査委員会等を設置しました。その中には、公共交通を広く市民が制限無く利用できる交通体系と位置づけ、整備を目指しているとこ

ろです。また、地域交通体系を必要とする市民の立場に立ち、どのような体系が望ましいのか、効率的な市内巡回ルートの設定作業を進めているところです。

ただし、市民が100%納得できる運行体制は不可能であることも事実です。運行に当たっては、社会実験の期間を設け随時検証し、事業を進めていきたいと考えています。

質問2 中学生の下校時間 帯に特段の配慮を

部活動を行っている生徒の家族から、帰宅が遅く心配だ、との声が聞かれます。特に日照時間が短い冬の帰宅は、暗くなってしまう、家族の心労は大変です。遅くとも、日没までには全生徒が、帰宅できるように、下校時刻の操上等、特段の配慮をも望むものです。

答 弁 今後とも さらに指導する

△教育長▽

市内の各中学校においては、なるべく明るいうちに帰宅でき

質問 雨水対策について

大湖 金四郎 議員

月出里、蒲ヶ山の住宅地域には、雨が降ると水溜りになってしまいう箇所がある。流末がないため、強い雨になると大変な状態で、子ども達が学校へ行くにも、長靴が水の中にも潜ってしまう。この状況を解決してほしいとの声が強くあります。

早急な対策が必要であるが、市として把握しているのか、また、今後の計画や緊急的な排水整備等の対策をお伺いします。

るように、日没時刻に合わせた下校時刻を設定しています。今後とも、学校に対しては、下校時刻を厳守すること、子ども達に対しては、寄り道をしないで、なるべく同方向の子どもと、まっすぐ帰宅することを更に指導していきたい。また、地域の方やPTAの方々に巡回指導等もお願しながら、子どもの安全を守っていききたいと考えています。

答 弁 計画的に整備を 進めていきます

△市長▽

市では現在、このような状況を解消するため計画的に整備を進めています。本年度は、蒲ヶ山地区で4路線の道路拡幅や排水溝等の改良工事を実施しています。馬場先地区では、8路線の流末排水整備事業を平成18、19年度の2力年事業として工事着工しています。また、月出里地区では、2路線の道路拡幅と排水設備事業を平成17年度から5力年事業として進めています。対象となる団地等が、30数カ所に点在していることや、多大な事業費全てを、市単独で対応せざるを得ないこと。さらに、事業期間が数年にわたるため、事業効果等が現れるまでに期間を要することなど、大変厳しい課題が多くあるが、市としては、今後も計画的に排水設備事業、道路改良事業を進めていきます。

質問

教育と倫理について

北川 正一郎 議員

①教育改革の改正について。

②道徳教育について、どのように授業をしているのか。専任者はいるのか。指導教材は、生徒も持っているのか。茨城県では、週何時間くらい指導しているのか。現在の教育は、歴史、宗教、倫理が欠けていると思うがどう思うか。

③いじめ問題について、平成16年々18年の間には問題なかったか。小中学校のいじめ問題に対して、教育委員会が機能していない実態があるとされている。いじめの対応と指導について、47都道府県とも指導不足を指摘され、約半数の教育委員会では、いじめに対する相談態勢の拡充や対応マニュアルの作成など、具体的な対策に乗り出している。各地の約3割の教育長ら幹部が複合的な要因として学校や家庭のほか、各報道機関の影響等も指摘しているが、市としてはどうか。

④市内の中学校では、必修科目時間の漏れはないか。また、受験のための指導等はどのように行っているのか。

⑤現在は、歴史、宗教、道徳の教育が足りないと言われているが、どう思うか。歴史、道徳の教育を月一回程度、専門の教育者を招いて受講するの、一つの方法ではないか。生徒の我慢態度を良くするためにも必要ではないか。

⑥教育委員は、主に教員出身者が多く、全国平均70%だとされているが、私は半半が適当だと思うがどう思うか。

⑦教育委員会の改革は必要だと思うか。

答弁

地域社会みんなで
モラルの向上を

教育長

教育基本法の改正については、国の立法機関において審議されているもので、コメントする立場ではないが、私的観点から言うと、現代社会ではモラルの低下により、社会の歪みが様々な部分に影響しています。そのため今回の改正案には公共の精神や規範意識の醸成、さらに家庭

教育の重要性が新たに加えられ、私も十分に大切なことだと認識しており、時間をかけて検討すべきと思います。

次に道徳教育については、小学校1年生から中学3年生まで、週に1時間、年間35時間以上行うことと指導要領に示されており、原則として学級担任が指導しています。道徳とは、自他の生命の尊重や思いやりの心、公德心などが含まれた価値を持っているため、学校行事等で授業がなくなることはないように、各学校へお願いしています。

いじめ問題については、いつでもあり得るといふ認識の中で、子ども達の観察をするように、学校の先生方へお願いしています。教育委員会としても、各校長先生と同じ土俵に立って、一緒に解決に当たる姿勢で取り組んでいます。また、新利根庁舎3階には教育相談室を設けており、保護者からの電話相談等にも、現在対応しています。

必修科目の漏れについては、各先生方の授業記録や生徒の学級日誌等を、教育委員会でもチェックしており、漏れは無いと確信しています。

歴史教育については、指導要

領で時間を示されているので、時間を増やしたり、減らすことはできませんし、宗教教育については、公立の学校では特定の宗教教育、活動をしてはならないと基本法で定められています。また、倫理教育については、道徳の授業の中で倫理的な内容を十分に指導しています。

次に、教育委員会の教員出身者については、茨城県内では約54%となっています。教育委員会とは、色々な立場の人が意見を出し合い、合議制で物事を決めていく制度をとっているため、あまり偏りのある構成は好ましくないと思っています。

次に、教育委員会の改革については、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会から、教育委員会とは、地域の実情に応じた機能を要するものであり、形骸化している部分があるので活性化するように組織運営を考えるべきだと答申されています。今後、県の教育委員会等や国の動向を見据えながら、検討すべきであると認識しています。

質問1 市民の目線で 市政運営を

松坂 美知子 議員

日本共産党が今年実施した、市民アンケートに市民の方が不便に感じていることが数多く寄せられました。

それは、一つのことを決めるとき、そこに市民の目線がないからではないでしょうか。

実際の市民の生活から物事を見る目が欠落しています。

稲敷市は、稲敷市民のもです。市長はじめ、議員、職員などは市民のために働くのが仕事です。民間で言えば、市民が株主であり、お客様です。その市民を切り捨てるような市政運営では、稲敷市の発展はありません。市民から諦められるような市政運営では、失格です。

形も必要でしょうが、大切なのは中身ではないでしょうか。市政運営の基本的考え方について市長の見解を伺います。

答弁 「市政は市民のために」

△市長▽

「市政は市民のために」を基本理念として、情報公開等による開かれた市政の推進、住民の行政への参加によるさらに踏み込んだ市民と協働の地域づくりが、最も重要な要素であると考えています。

大変厳しい財政状況の中で、多様化する市民ニーズに対応するために、従来の手法にとらわれない合理的な財政運営、さらには業績成果主義への転換等、民間的発想等を取り入れた行政運営を進めるとともに、公務員は全体の奉仕者であるという原点を忘れずに、市民本意、市民主体の市政の推進、市民の満足度を高める行政システムを構築していきます。

質問2 乳幼児医療費の 拡充を

現在、県では、病院の外来に受診する子どもの医療費助成については、就学前までを対象とし、一部自己負担600円を月

2回まで、所得制限をつけて実施しています。

しかし、県内44市町村のうち32箇所では、何らかの独自な施策を行っています。なにも上乗せせず、県の制度のままに実施しているのが12市町村で、我が稲敷市も残念ながらその一つです。

日本共産党が実施したアンケートでも、子育て支援に何を望みますかという問いに、乳幼児医療費無料化の拡充という回答が全体の3割を越え、一番の要求となつていきます。できることから実行していくべきです。拡充の方向について、市としての考えをお尋ねします。

答弁 できるものから 段階的に

△市長▽

本市の医療福祉制度（マル福）では、茨城県医療福祉対策実施要綱に基づいた内容により運営をしています。このマル福制度の全体的な運営上、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に生かしていくためには、無条件に一律の医療費助成を行うのではなく、所得状況に応じた一

定の自己負担は、受益と負担の公平性を保つという観点からも必要であると認識しています。しかしながら、近隣の市町村では少子化対策の一環として、乳幼児医療福祉の拡充を実施している自治体もあります。当市としても、できるものから段階的に実施できるよう、今後十分に検討して取り組んでいきます。また、少子化対策を実現するために、乳幼児医療の公費負担制度の創設等も、国、県等にこれからの要望していきます。



質問1 基本水量、基本料金の引き下げを

岡 野 忠 議員

時代とともに家族構成がかなり変化しました。老人の一人暮らし、二人暮らしや少人数世帯が増えました。収入格差が広がり、生活が苦しいという人が増えており、政府の大増税、福祉後退の国民負担増路線により生活費を切り詰めています。その一つとして、水道の使用もできるだけ控えているということです。

基本水量が10³m³だといくら節水しても10³m³分は支払わなければなりません。使わない分まで支払うということになり、不合理なことです。

基本水量の5³m³への引き下げと、基本料金の引き下げを求めますが、市長としての考えを伺います。

答弁 老朽化による

施設更新が

△市長▽

水道事業は、安心で安全な水を安定して供給し、利用者から

の料金により運営をしています。17年度の合併時には、料金の見直し及び統一をしました。料金の設定に当たっては、長期的な視点に立った施設の更新事業に対して必要な財源を計画的に確保することなど、健全な経営を確保することになっていきますが、収益的収入の内、22%が一般会計から補助されているのが現状です。

今後、老朽化による施設の更新という大きな問題に直面し、水道事業の経営に多大な影響をもたらす状況にあり、現時点での料金の引き下げについては考えていません。

質問2 骨粗しょう症など、保険外治療に助成を

女性特有の病気ともいうべき骨粗しょう症で、検診の結果、医師の治療が必要な人に対しては保険の適用になります。

しかし、骨密度が低くなっている人も境界線以上の人については、医師の処方を受けても医療行為にはならず、保険適用になりません。女性ホルモンの関係で、年をとると食事だけでは力

ルシウムの吸収が十分ではなく、骨密度を高めることは難しいと言われます。

他の病気もあり、一ヶ月あたりの医療費が大変で、もし骨折となれば、長期入院や寝たきりなど、介護を受けなければなりません。収入が少ない中、「お金の切れ目が命のきれ目」となってしまうと訴えている人がいます。骨粗しょう症予防のための薬処方や、はり、灸、マッサージ等に対して、一部助成を求めるが、市長の考えを伺います。

答弁 早期発見、早期治療としての講座を開設

△市長▽

各保健センターにおいて、骨粗しょう症の検診を実施し、受診者には予防法に関するチラシ等も配布することとなっています。

高額医療で困っている人も多く、骨粗しょう症予防のために医師の処方を受けている人、はり、灸、マッサージなどの施設を利用して人たちがただに対処して助成することは、公平性の確保の観点からも、現在のところ

を考えていません。骨粗しょう症に限らず、様々な病気の治療に関しては、当然保険で補われるわけですが、予防段階での補助については、今の制度では補助できません。しかし、病気の早期発見、早期治療として各種講座を開設しており、自己意識を高めていただくよう促しています。



質問1 スクールガードについて

國澤 美智子 議員

スクールガードは、毎日責任を持つて役目を果たす方を必要とします。子ども達が無事に登下校できるよう、見守り活動をしていきます。そのためにも身分を明らかにする証明書を発行してはどうか。さらに何か起きてからでは遅いので、保険加入の手続きをしてはどうか。

A 答弁 市の総合補償保険が適用できます

△教育長▽

現在、子ども達の登下校を中心とした安全については、関係機関と十分連携を図りながら実践しており、具体的には学校ごとに保護者や祖父母、地域ボランティア、また教職員等により登下校時の付き添い、見守り、通学路のパトロールや青色回転灯搭載車両のパトロールなど、各方面から多くの協力を得ています。また、稲敷警察署には、スクールサポーター1名が配置、

県からは、スクールガードリーダー2名が派遣され、各学校地区を分担して回っています。

この地域ぐるみの交通安全ボランティア活動は、個人に負担や拘束力を少なくして、気軽に参加、協力できるよう進めているもので、身分証や委嘱状等の交付については、学校当局やPTA本部役員等で相談して考えてもらいたい。

また、万一保険が必要となる事故等が起きた場合は、市の総合補償保険があり、適用を受けられるようになっていきます。

質問2 いこいのプラザでの健康体操について

いこいのプラザの健康体操には、約20人の方が参加していますが、20人では部屋が狭く、手を広げるとぶつかってしまい限界です。高齢者人口でみると、500分の1の方が受講しています。もっと多くの人が参加できるように、教室を分割して開講してはどうか。

A 答弁 来年度からは、順次増やしていきたい

△市長▽

いこいの体操教室は、一般高齢者の健康づくり事業として週4日、各1時間の設定で開催しており、現在では江戸崎地区、桜川地区の方も参加しています。来年度からは、さらに参加者を募集しながら、25人を1教室として、時間帯を変えて順次教室を増やしていきたい。また、シルバーバリーハビリ体操指導士にも、ボランティアとして参加協力を得ながら、高齢者の健康増進と、介護予防事業の一層の推進を図っていききたい。さらに、担当者レベルではなく、医学的、専門的な見地からコーディネートして、参加者の体操による効果等も、よりよく見てもらう方法を現在考えています。

質問3 いじめ問題について

今、全国では、いじめに起因する十代の自殺が続いています。子ども達が、自ら命を絶つ悲劇をこれ以上起こしてはなりません。

ん。いじめをなくすカギは、周りで見て見ぬ振りをする傍観者です。いじめが自分たちの問題だと認識させ、「やめろ」の言葉の大切さを教えることが必要です。

教師が、100%子どもと向き合えるよう、学校、地域、家庭が連携して教師のバックアップ体制を確立することが必要ではないか。また、教師は、子ども達にとって最大の教育環境です。教師の資質向上にどう取り組んでいるか。

学校には、スクールカウンセラーがいますが、子ども達が抵抗なく相談しやすいのは、むしろ養護教師や用務員などの場合があります。子ども達が、心を許して相談できるよう、その間口を広くしてはどうか。さらには、教師が何に一番困っているか、教師と話し合う場を設ける考えはあるか。

A 答弁 決して許してはならない

△教育長▽

いじめをなくしていくためには、力づくな方法もあるが、まず大切なことは、いじめられた

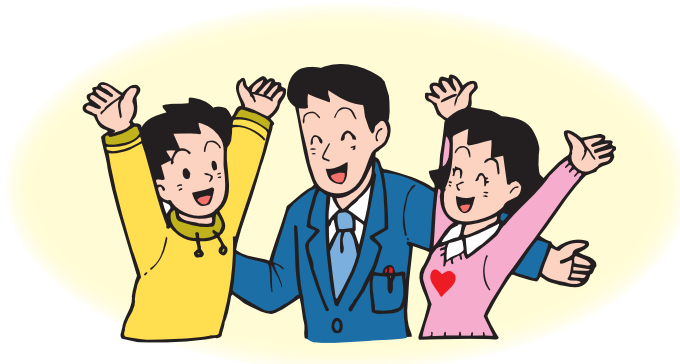
子どもの心情をよくつかむこと。これは、テレビでも報道されているように、話を聞いてあげるだけで子どもの負担は半減すると言われています。そして、その中から色々な情報が得られたときには、同調というか、苦しかったなど、理解してあげることでだと思います。また、いじめた子どもについても、自分たちのやったことが相手の心を深く傷つけたと、十分に理解させることが、いじめ解消の出発点であると思います。こういったことが今後、先生方の研修に大事であると考えています。また、いじめ問題をクラスや全生徒の問題なんだと、自分たちの問題として話し合わせ、学校全体の雰囲気、いじめは認めないといった方向へ構築していくことがよいと思います。

でなく保護者と相談をして進めるべきと考えていますが、保護者側の諸事情により、直接話することができず協力が得にくい、というのが現状の悩みかと思えます。

決していじめは許してはならない、断固として排除しなければならぬと教職員一同頑張っていきたいと思っています。

教師の資質、指導力向上についても、生徒は教師を選べない、それだけに教師の立場や責任は重く、これを踏まえ、今後とも教師自身の研修を重点に考えていきます。

教師が悩んでいることについては、保護者の理解がなかなか得られないことではないかと思えます。生徒指導は、教師一存



質問 1 市民税の増税分を市民に還元しては

山口清吉議員

今年、住民税の額が大幅に上がったことに市民は驚き、「計算の間違いではないか」と、税務課に200件もの問い合わせがあった。65歳以上の納税義務者は、1184人増えて

います。住民税が上がれば国民健康保険税や介護保険料も上がります。「年寄りには死ね」と言うことか」など、高齢者の悲鳴が聞こえてきます。

① 老年者控除の廃止や公的年金控除の縮小、非課税措置の廃止による増税額は幾らになるのか。

② 増税分は、国民健康保険税や介護保険にどう反映したか。

③ 増税分を市民に還元する考えはないか。

A 答弁 市民に密接な社会保障費に充当

△市長△

今年度実施された税制改正は、65歳以上の非課税限度額制度や老年者控除、公的年金控除の見

直しを行い、現役世代との税負担の公平を確保するためのものです。

老年者控除等の廃止等による増収額は、年収や控除等も違い比較できないが、全体で3300万円と見込まれています。また、定率減税は、近年の状況により、今年度は半減、来年度は廃止となり、本年総額で約8500万円の増収となります。

国民健康保険税は、税法改正による年金課税の見直しに伴い、国保条例の一部改正を行って、国保税の増収と見込んでいます。ただし、年金所得者については、平成18、19年度において特別控除を設け、負担軽減を図っています。介護保険料については、地方税の改正に伴い保険料が上昇した方は、10月現在で介護保険被保険者1万1552人のうち約12%ですが、前年度所得額や世帯の課税状況等により、保険料段階の上だった人について、平成18、19年度は保険料の緩和措置がとられています。

次に、市民税の増税分については、児童手当や医療福祉費などの扶助費、国民健康保険や老人保健の医療給付費等、市民に一番密接な社会保障費の増加分

に充当されます。また、市民ニーズに対応する新規事業や旧町村間の格差是正に対する事業へ優先的に使われています。

△再質問▽

国民健康保険税の激変緩和措置が切れる平成20年には、年額で1万5000円くらい上がるのではないかと。

△市民生活部長▽

市長が申し上げたとおり、負担が増加する被保険者については、年金所得等控除額に関する経過措置として、本年度13万円、19年度7万円の特別控除を設けました。平成20年度の税額については、今の段階では申し上げられません。

△再々質問▽

負担増になった3300万円を使って、白内障手術等の自己負担分を、市が肩代わりする考えはないか。

△総務部長▽

財政の見地からだと、所得の控除や定率減税の半減に伴い、平成18年度では1億2000万円の増収となっていますが、平

成11年度から減税政策を実施してきたことにより、減税補てん債の発行、特例交付金の交付等、合わせて1億3740万4000円が一般会計の方で減収となっており、トータルでは減額と非常に厳しい財政運営を迫られていますので、ご意見として承ります。

質問2 医療の充実について

稲敷市には3つの病院と、19の医院があり、3病院とも精神科が主で、一般の入院ベットは20症だけです。産婦人科に関しては、和田医院だけです。これで稲敷市の医療機関は十分足りているのか。

それぞれの医療機関が、市民の健康を守るため努力されていることには敬意を表しますが、市民の要望を100%満たすことはできません。稲敷市に総合病院を誘致する考えはないか。

A 答弁 今後とも緊急医療体制等に対応したい

△市長▽

本市は、残念ながら市民の医療ニーズに対応できるだけの医療機関が整備されていないのが事実です。

しかし、茨城県が策定した平成16年から20年までの第4次茨城県保健医療計画の中で、稲敷市が属する取手龍ヶ崎保健医療圏域では、病院の病床数が基本病床数を上回っている状況で、当地域内での新たな病院の設立は大変難しい現状です。

しかし、少子高齢化が進展していく中、医療環境の整備は重要課題であり、今後とも緊急医療体制や地域医療の維持、充実に引き続き対応したい。

△再質問▽

相手がありませんが、総合病院を誘致するというアドバルーンをあげておく必要があると思うがどうか。

△保健福祉部長▽

平成19年度には、県の第5次保健医療計画が行われる予定となっているので、その際には当

市として、総合病院がほしい移行を十分に伝えて、誘致活動をしていきたい。



質問1 防災無線の活用について

山本祐子議員

きたい。

小中学校の下校時に、防災無線で「見守り」の放送をしていたきたい。このような防犯の取り組みをしている地域では、防災無線の活用が犯罪の抑止力に繋がります。是非とも早急に実施していただきたい。

答弁 今定着している方法で

△教育長▽

現在、各小中学校によって下校の形態により、下校時刻の設定には若干の差異があります。バス通学や自転車通学、中学校では部活動をやっている者など差異があり一斉に放送するとううのはなかなか難しい部分です。当分の間は、今定着している学校からの下校時刻の連絡に基づき、保護者、またはボランティアの方に知らせ、適宜見守ってもらう方法をとりたい。

質問2 巡回バスの早期実現について

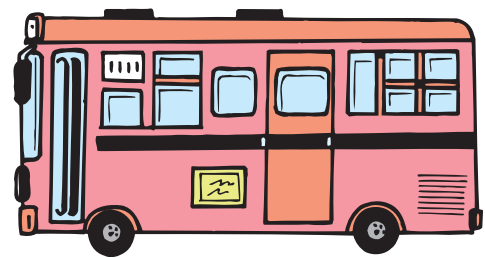
交通の利便性が改善されない地域では、病院や買物、公共機関等へ行くための住民の交通手段の役割としては、巡回バスは必要不可欠です。巡回バス運行への進捗状況を伺います。

答弁 早期の試験運行の実現に向けて

△市長▽

現在、市民や交通事業者の理解と協力により、2回の検討委員会が開催され、本市と成田、佐原、土浦等の主要都市を結ぶ基幹交通、市内の主要地域を結ぶ地域間交通、また、バス路線から離れた地域をカバーするための地域内補完交通の整備、この3つの階層に分けた基本方針について承認を得ています。平成18年内には、第3回の検討委員会を開催し、地域内補完交通の具体的な運行体制、または料金体系、便数、さらに、自宅まで送迎するような半デマンド方式を協議、検討する予定です。なお、稲敷市公共交通体系整備基本方針が示された後には、

早期の試験運行の実現に努めます。



質問3 各地区の下水道について

多様化する住民ニーズに応えた生活環境の整備は、下水道事業を含めた都市基盤整備こそ、まちづくりの基本である観点からの生活向上に伴う自然環境の悪化は、私達の回りで顕著に現れています。市民の市政に対する最大の要望が、下水道整備であることから、市民の期待に応えるべきであるが、市長の見解を伺います。

答弁 計画的かつ効果的に進めます

△市長▽

稲敷市の下水道の整備率は、現在54・7%となっており、内訳は、江戸崎地区が31・3%、新利根地区が22・6%、東地区が74・8%、桜川地区が完了、となっています。

下水道事業は、国、県との協議のもとに認可区域の拡大を取得して、補助金を活用しながら整備しています。膨大な予算と年月を必要としますが、市の重点課題の一つとして、今後とも財源の確保に最大限努力し、計画的かつ効果的な整備を進め、早期完成を目指します。



— 討 論 —

反対討論1

山口 清吉

議案第1号 稲敷市下水道条例の一部改正について

公共下水道事業の負担金、使用料を出来るだけ少なくし、加入率を高めれば、全体の使用料金収入が上がり、健全経営になります。今回、新たに設けた江戸崎地区の公共下水道使用料は、ほかの地区と比べて一番高くなります。

「サービスは高い町村に、負担は低い町村に」合わせるという合併時の約束どおり、江戸崎地区の下水道使用料は、市内の公共下水道使用料の安い方に合わせるべきです。

反対討論2

松坂 美知子

議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

今年6月「医療制度改革法」が成立し、75以上の被保険者を対象に独立した保険制度を作ることになりました。その結果、

月に年金が1万5000円以上あれば保険料が天引きされます。

医療費の1割を保険料でまかない、医療費が増えれば保険料も高くなるしくみです。高齢になれば、医療費がかかるのは当然のことです。今年からの増税に加え、高齢者の負担を増やす制度には反対です。

反対討論3

岡野 忠

議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

稲敷市青年の家は、利用者も1万人以上で増えつつある。共同生活を通して社会性、協調性を養い、健全育成を図るうえでは必要で、費用以上の効果をあげていると思う。廃止ではなく、積極的利用を考えるべきです。

発議第1号 道路整備の推進に関する意見書

道路特定財源はふくらみ続けており、緊急性、必要性の少ない高速道路など、ムダな公共事業に使われている。そのため見直しを求める世論が高まっている。一般財源として、医療・福祉・教育などにも使えるようにするべきです。

江戸崎地方衛生土木組合

新・正副議長決まる

稲敷市議会議員の改選に伴い、去る1月9日・平成19年第1回組合議会臨時会が開催され、議長に稲敷市の坂本源議員、副議長に同じく稲敷市の根本光治議員が当選されました。

就任のご挨拶

議長
坂本 源副議長
根本 光治

この度、私たち両名が、議員各位のご推挙を得まして、正副議長に就任することになりました。

誠に、身に余る光栄であり、衷心より感謝を申し上げますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。

ご承知のように、現在、各家庭等から出される一日のゴミの量は約80tに上り、これは十年前に比べ10%も増加しております。多様化するゴミ処理の面で必ずや、皆さんの付託に応えられる「開かれた議会」を目指し、ご要望等が組合行政に反映されるよう努力して参る所存でございます。

当組合事業が皆さんの生活向上につながり、清潔で住みよい生活環境づくりに大きな力になるものと確信しております。

これからも、管内の皆さんが快適な生活を営まれるよう広域衛生・土木行政に精根の限り尽して参りますので、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

市民の声

議会だよりに、市民の声を、どんどん載せていきたいと思っています。市民とキャッチボールができる広報紙を目指して、皆さんからのご意見、ご質問などを募集いたします。議会に関することなら、どんなことでも構いません。匿名でも結構です。毎号、お寄せいただいたご意見を掲載していきます。連絡先は、

稲敷市役所東庁舎
議会事務局

☎ 0299-78-3390(直通)

FAX 0299-78-3368

E-mail gikai@city.inashiki.lg.jp

傍聴してみませんか！

市議会は、傍聴できます。この12月議会では、期間中のべ9人の市民が傍聴しました。稲敷市役所東庁舎の2階で受付けています。次回の定例会は、3月定例会となります。詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 0299-78-3390(直通)

FAX 0299-78-3368

E-mail gikai@city.inashiki.lg.jp